

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」について

1. 背景

「関係行政機関が所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則」（平成16年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。以下「共同命令」という。）では、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の規定に基づき情報通信技術を利用する方法により行う手続等のうち複数の府省の所管する法令に係るものについて、その方法等を定めているところ、共同命令の適用を受ける手続等を所管する「関係行政機関」（一の法令を所管している複数の行政機関）については、所管する行政機関の組合せごとに、共同命令別表で列挙している。

今般、令和8年5月27日に「都市再生特別措置法等の一部を改正する法律」（令和8年法律第23号。以下「改正法」という。）が公布されたところ、改正法の施行に伴い、「文部科学省・農林水産省・国土交通省関係地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行規則」（平成20年文部科学省・農林水産省・国土交通省令第1号）を改正し、住民等が歴史的風致維持向上計画の提案を行う際の手続等を定める予定である。

当該手続等は、文部科学省、農林水産省及び国土交通省が共管する規定であり、「一の法令を所管している複数の行政機関」の所管する法令に基づく手続等に該当する予定であるが、現行の共同命令別表においては、「文部科学省、農林水産省及び国土交通省」が関係行政機関として挙げられていないことから、関係行政機関としてこれらを追加することとする。

2. 改正の概要

別表においては、建制順に関係行政機関が列挙されていることから、現行別表第71号と第72号の間に、第71号の2として「文部科学省、農林水産省及び国土交通省」を追加する。

その他、所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布・施行 令和8年11月下旬（改正法の施行の日）